

第37回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和3年2月8日（月）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）安斎康史，伊藤栄紀，遠藤東路，尾形次雄，佐藤みゆき
千葉和彦，土田昭彦（委員長），堀切豊，矢部良二
山崎暁彦，吉成宣子（五十音順，敬称略）

（説明者）柴山民事首席書記官，木村刑事首席書記官
中鉢簡裁判事，安川簡裁庶務課長，細井事務局長
渡邊事務局次長，船山総務課長，今野広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（敬称略）

土田昭彦

(2) 委員長選任

委員の互選により，委員長に土田委員が選任された。

(3) 前回委員会（テーマ：福島地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について）以降の取組の報告

（船山総務課長）

ア 期日の再開状況について

期日を取り消した事件につき，令和2年7月末までに全ての期日指定が完了した。

イ 裁判員裁判の実施状況について

令和2年に2回実施した（7月及び11月）。新聞報道，裁判員

経験者の感想につき概ね好意的な意見をいただいた。

ウ 感染防止対策の変更点等について

(ア) 飛沫防止のシールドについて，受付カウンターのほか，対面する職員間にも設置することとした。

(イ) 法廷の傍聴席について，前回委員会時においては，傍聴人間に2席分の間隔を空け，3分の1程度の席数に制限していたが，これを緩和し，1席分の間隔を空け，2分の1程度の席数とした。

(ウ) 密閉空間となるエレベーター内での会話を控えていただくようお願いする文書をエレベーター内に掲示した。

(エ) その他，マスク着用，定期的な換気，ドアノブ等の消毒など基本的な対策については引き続き実施している。また，変更点については，速やかにウェブサイトで告知している。

(4) テーマ「福島地裁における民事調停手続の利用促進について」

ア 消費生活センターの相談業務の実情について（福島県消費生活センター長）

各種データを紹介いただきながら，福島県消費生活センターの相談体制，消費生活相談の状況（相談件数，年代別の相談内容の傾向等），新型コロナウイルス感染症拡大の影響，他機関との連携，消費者教育，消費者への情報発信の取組等について御説明をいただいた。

イ DVD上映

「5分くらいで分かる民事調停制度」と題する動画を上映した。

ウ 最近の事件動向及び調停の運用について（中鉢簡裁判事）

調停制度の沿革，昨今の調停制度をめぐる情勢，調停機能の充実強化，調停事件数の動向，事件数低下の原因，民事調停の利便性について説明した。

エ 利用促進に向けた取組状況等（安川簡裁庶務課長）

利用促進に向けた取組として、調停協会連合会による調停手続相談会の実施状況、簡裁手続説明会の実施状況、警察関係への取組、民生委員への取組、各種説明会等から見えてきた調停制度に対する誤解について説明した。

(5) 意見交換の要旨

（委員）

「利用促進」というよりも、国民が利用を希望するときに適切に利用できるといった、いわば「適正利用」を進めるという観点での広報が必要ではないか。そのための広報として、例えば、新聞による広報であれば、紛争の具体例を取り入れた制度紹介や、事件数の推移などの統計情報の紹介などが効果的ではないか。

説明の中で触れられていた「調停に代わる決定」とはどのような制度なのか。

（説明者）

調停に代わる決定は、わずかな意見の違い等で調停成立に至らない場合に、裁判所が、それまでの経過を踏まえ、決定という形で調停案を提示するものである。この決定に対して、2週間以内に異議がなければ確定し、調停が成立した場合と同じ効果が生じる。

（委員）

国民の民事調停手続に対するイメージについて、金銭的な紛争に限らず様々な種類の紛争解決に利用できる、間口の広い手続というイメージが薄いのではないかと感じるので、一般の方への広報活動においては、この点を前面に出して行うのがよいのではないか。

調停手続は法的に整理されていない中での話し合いも想定されるところ、訴訟手続の場合と比較して負担感が大きいというようなことはあ

るのか。

(説明者)

調停手続においては、当事者の話を丁寧に聴取するという心を心掛けていますが、その点については、調停委員の方の尽力によって負担感は解消されており、手続を進める上での負担感は、訴訟手続と調停手続とで大きな違いがないと感じている。

(委員)

裁判所からの利用促進に向けた取組状況等の説明で示された「調停制度に対する誤解」のうち、「調停制度の利用には弁護士が必要」との点に関して、代理人が就いている事件の割合について気になった。また、一般の方への広報という面では、具体的事案を示しての制度広報を行い、その中で金銭請求に限られない、弁護士が必要ではない、などの点について理解を得ていくのが効果的ではないか。広報のツールについては、所属組織での広報活動を踏まえると、新聞による広報が効果的との実感を持っている。

(委員)

負担感の話題があったが、調停委員として感想としては、双方の合意が必要との点で、どうしても自分の主張を曲げない当事者の場合には、裁判官や書記官からの助言をいただけるものの、説得に苦勞するということはある。

(委員)

裁判所からの最近の事件動向の説明の中で調停事件の減少傾向について示されたが、民事訴訟事件も減少しているのか。

(委員長)

訴訟事件の件数についても全国的に減少傾向にあるが、調停事件の減少幅の方が大きい状況である。

(委員)

事件数の減少傾向のなか、損害保険の弁護士費用特約の普及により交通事故事案は増えている印象がある。この弁護士費用特約のような国民の需要を裁判所へつなぐ社会的な仕組みが充実すれば、事案が埋もれることなく裁判所に申し立てられるという状況になるのではないか。

また、弁護士会では、高校生などを対象とした消費者教育を行っているが、このような学生に対する働きかけも有効ではないか。

受任事件における訴訟と調停の手続選別の点については、多く扱う交通事故事案では、訴訟手続を選択した場合でも、その多くが和解で終結し、また、調停手続を選択した場合でも、調停委員会から適切な調停案が示されるということになると、得られる結論に大差はなく、あえていえば、相手方に代理人弁護士が就く可能性があるかどうかの手続選別のポイントとなっているかもしれない。

(委員長)

消費生活センターでの相談のなかで調停手続を勧めることはあるか。

(委員)

相談員は裁判手続も意識しながら相談業務を行っており、最近も賃貸借の原状回復に関する相談で少額訴訟手続を勧めた例があった。ただ、裁判手続を勧める割合は限られている。裁判手続は、自発的に手続を行うことができる人に適していると思われ、案内できる方は限られるとの印象がある。

裁判所から調停制度に対する誤解について説明があったが、所属組織においては、裁判所の手続説明会に参加させていただき、そこでの情報を相談員間で共有するなどにより、制度に対する理解は進んでいると思う。

(委員)

警察署に対してリーフレットの配布をしているとの説明があったが、検察庁にも配布いただければ、犯罪被害者の方へ交付するなどして、連携を図ることができるかもしれない。

5 次回（第38回）開催について

(1) 日時

令和3年7月12日(月)午後1時15分とすることです承された。

(2) テーマ

裁判手続のIT化について

6 閉会